

登録ランドスケープアーキテクト(RLA)資格制度 実施規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会定款（以下、定款という。）第4条第1項第7号に基づき、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、協会という。）が実施する登録ランドスケープアーキテクト資格制度（以下、RLA資格制度という。）に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(RLA資格制度の趣旨)

第2条 RLA資格制度は、ランドスケープアーキテクチュア業務に関する資格を定め、これを登録すること並びに活用することにより、わが国の社会経済情勢に対応し、国際的技術水準に即して、ランドスケープアーキテクチュア業務を円滑かつ的確に遂行すること及び業務成果の技術水準を高めること並びにランドスケープアーキテクトの社会的地位向上を図ることを趣旨とする。

(定義)

第3条 RLA資格制度で定める資格は次の3種とする。

(1) 登録ランドスケープアーキテクト (Registered Landscape Architect、以下、RLAという。)

RLAとは、現在及び将来の人々の安全、環境、健康、文化、福祉に対する責任を自覚し、地球環境時代における美しい都市・地域づくりを担うランドスケープアーキテクチュア業務を遂行するに必要な一定水準の知識、技術、能力を有し、協会が行うRLA資格認定試験の第一次試験及び第二次試験に合格し、所定の手続きを経て登録した者をいう

(2) 登録ランドスケープアーキテクト補 (Registered Landscape Architect Basic、以下、RLA補という。)

RLA補とは、ランドスケープに関する基礎的な知識を有し、RLAが実施する業務を補助できる知識と能力を持ち、協会が行うRLA資格認定試験の第一次試験に合格し所定の手続きを経て登録した者並びに、特別に認められた学科を卒業し所定の手続きを経て登録した者をいう

(3) 登録ランドスケープアーキテクトフェロー (Registered Landscape Architect Fellow、以下、RLAフェローという。)

RLAフェローとは、広くランドスケープ分野の発展や後進の指導に寄与してきた、RLAと同等以上の知識、技術、能力を有している、別途定める審査に合格し、所定の手続きを経て登録した者をいう

(商標登録)

第4条 協会は、以下の商標を登録することによりその権利を有する。

(1) 「ランドスケープアーキテクト」商標登録番号 4625112号

(2) 「RLA」商標登録番号 4727127号

第2章 RLA資格制度総合管理委員会

(RLA資格制度総合管理委員会)

第5条 RLA資格制度を適正かつ公正に運営するとともに、RLA資格制度に関する重要事項の審議を行うため、RLA資格制度総合管理委員会（以下、総合管理委員会という。）を設置する。

(職務等)

第6条 総合管理委員会は、次の職務を行う。

(1) 以下の各号の審議及び一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会长（以下、会長という。）への答申

- ① RLA資格制度に関する重要事項
 - ② その他会長より諮問を受けた事項
- (2) 以下の各号の決定及び会長への報告
- ① RLA資格認定試験（以下、試験という。）の受験資格の基準
 - ② 試験の出題基準
 - ③ 試験の合否判定基準
 - ④ RLAフェローの資格の認定
 - ⑤ RLA等の登録資格及び登録更新資格、登録抹消の判定基準
 - ⑥ 専門教育・実務訓練(OJT)・継続教育(CPD)の認定基準
- 2 総合管理委員会の運営等に必要な事項については、RLA資格制度総合管理委員会規則に定める。
- (委員等)
- 第7条 総合管理委員会委員は学識経験者、実務経験者等の中から、会長が委嘱する。
- 2 総合管理委員会は、委員15名以内で組織する。

第3章 RLA資格認定試験統括委員会

- (RLA資格認定試験統括委員会)
- 第8条 試験問題を適正かつ公正に出題するため、総合管理委員会とは別に、RLA資格認定試験統括委員会（以下、統括委員会という。）を設置する。
- (職務等)
- 第9条 統括委員会は、次の事項を決定し、会長に報告する。
- (1) 試験問題
 - (2) 試験問題の模範解答
 - (3) 試験の配点と採点基準
- 2 統括委員会の運営等に必要な事項については、RLA資格認定試験統括委員会規則に定める。
- (委員等)
- 第10条 統括委員会委員は学識経験者、実務経験者等の中から、会長が委嘱する。
- 2 統括委員会は、委員5名以内で組織する。
- 3 委員の氏名は非公開とする。

第4章 RLA資格認定試験検定委員会

- (RLA資格認定試験検定委員会)
- 第11条 試験合否を適正かつ公正に判定するため、総合管理委員会とは別に、RLA資格認定試験検定委員会（以下、検定委員会という。）を設置する。
- (職務等)
- 第12条 検定委員会は、試験の合否判定を決定し、会長に報告する。
- 2 検定委員会の運営等に必要な事項については、RLA資格認定試験検定委員会規則に定める。
- (委員等)
- 第13条 検定委員会委員は学識経験者、実務経験者等の中から、会長が委嘱する。
- 2 検定委員会は、委員5名以内で組織する。
- 3 委員の氏名は非公開とする。

第5章 RLA資格制度運営委員会

- (RLA資格制度運営委員会)
- 第14条 RLA資格制度を適正かつ円滑に運営するため、協会の組織及び運営規程第10

条第1項に規定される常任委員会の一つとして、RLA資格制度運営委員会(以下、運営委員会といふ。)を設置する。

(職務等)

第15条 運営委員会は、協会の組織及び運営規程第10条第6項に規定される機能に係る以下の職務を行う。

- (1) 総合管理委員会、統括委員会及び検定委員会の運営に関すること
- (2) 予算の執行に関すること
- (3) 試験の実施及び登録・登録更新等の実務に関すること
- (4) RLA資格制度に係る教育・普及に関すること
- (5) その他会長より諮詢を受けた事項

2 運営委員会の運営等に必要な事項については、協会の組織及び運営規程第11条から第15条の規定に基づく。

第6章 RLA資格制度運営事務局

(RLA資格制度運営事務局)

第16条 RLA資格制度の事務を処理するため、RLA資格制度運営事務局(以下、運営事務局といふ。)を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 運営事務局並びに事務局長及びその他の職員は、協会の事務局が兼務する。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が協会の理事会の承認を経て別に定める。

第7章 RLA資格認定試験

(RLA資格認定試験)

第17条 RLA資格認定試験は、RLAとしてランドスケープアーキテクチャ業務を行するに必要な一定水準の知識、技術、能力を判定するため、並びにRLA補としてRLAが実施する業務を補助できる知識と能力を判定するために行う。

2 試験を受ける者の資格は、RLA資格認定試験事務規則(以下、試験事務規則といふ。)第5条に定める。

(RLA資格認定試験の実施)

第18条 試験は原則として毎年1回、協会が行う。

(RLA資格認定試験の種類)

第19条 試験は、これを分けて第一次試験、第二次試験とする。

2 第一次試験及び第二次試験に合格した者は、RLAとなる資格を有する。

3 第一次試験に合格した者は、RLA補となる資格を有する。

(受験の受付)

第20条 試験を受けようとする者は、協会のホームページ上に掲載される申込フォームに必要事項を入力し、その後、運営事務局が定めた受験の手引きにより、申込書類一式を提出するものとする。

2 申込書類を運営事務局が受領することをもって、受験の受付とする。

(受験手数料)

第21条 試験を受けようとする者は、試験事務規則第10条に定める受験手数料を郵便振替により運営事務局に納入しなければならない。

(合否判定通知)

第22条 試験を受けた者には、総合管理委員会委員長が合否判定通知を発行する。

第8章 RLAフェローの資格認定

(RLAフェローの資格認定)

第23条 RLAフェローの資格認定に関する審査については、会長が総合管理委員会に審査を諮詢し、別に定める資格の認定を受けた者とする。

第9章 登 錄

(登 錄)

第 24 条 RLA、RLA補、RLAフェロー（以下、RLA等という。）となる資格を有する者がRLA等となるには、協会に備えるRLA等登録簿への登録を受けなければならない。

- 2 会長は、第 25 条に定める基準に基づき、登録する者の審査を行わなければならない。
- 3 会長は、前項の審査を満たす者について、遅滞なくRLA等登録簿に登録する。
- 4 会長は、前項の審査を満たない者について、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合、登録手数料から郵送料等の必要経費を除いた額を申請者に返還するものとする。
- 5 運営事務局はRLA等登録簿に記載する事項のうち、登録者の氏名をインターネット上で閲覧に供することができる。

(登録基準)

第 25 条 登録の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第 22 条あるいは第 23 条の資格を有する者
- (2) 第 3 条第 2 号に規定する、特別に認められた学科を卒業した者
- (3) 次に掲げる事項に該当しない者
 - ① 成年被後見人又は成年被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り又は刑の執行を受けることがなくなつた日から 2 年以上経過していない者
 - ③ 第 34 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により RLA 登録が抹消された者で、その抹消の日から 2 年を経過しない者
- (4) 登録前 2 年の間に、RLA 等としてふさわしくない以下の不正等の行為を行つたことがない者
 - ① 虚偽又は不正の事実に基づいて、試験を受験または登録を受けた行為
 - ② RLA 等の信用を傷つけ、または RLA 等として不名誉な行為

(登録の申請)

第 26 条 第 24 条により登録を受けようとする者は、RLA 等登録申請書を別表に定める登録手数料を添えて、運営事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 第 3 条第 1 号に定める RLA の登録を受けようとする者
 - ① 住民票の抄本または在留カード等の写し
 - ② 携帯登録証用写真（半身脱帽、縦 3 cm × 横 2.5 cm の大きさで、申請日から 6 ヶ月以内に撮影したもの）1 枚
 - ③ 戸籍抄本（婚姻等の理由により氏名が変わった場合のみ）
 - (2) 第 3 条第 2 号に定める RLA 補の登録を受けようとする者
 - ① 住民票の抄本または在留カード等の写し
- 3 試験に合格した者は、合否判定通知が交付された年度の年度末までに、RLA または RLA 補の登録申請を会長に行なわなければならない。この期間を過ぎた以降に登録を受けようとする者は、第 36 条の規定に基づく再登録と同様の手続きを行う。
- 4 第 3 条第 2 項に定める、特別に認められた学科を卒業した者は、別に定める期間内に RLA 補の登録申請を会長に行わなければならない。

(登録証)

第 27 条 総合管理委員会委員長は、RLA 等登録簿に登録された RLA に対し登録証及び携帯登録証を交付する。RLA 補並びに RLA フェローに対しては登録証を交付する。

- 2 登録証・携帯登録証を汚損又は紛失した場合には、遅滞なく登録証又は携帯登録証

再交付申請書と写真（縦3cm×横2.5cm）1枚及び別表に定める登録手数料を添えて、再交付の申請を運営事務局に提出しなければならない。

（称 号）

第28条 RLA登録簿に登録され登録証を交付された者は、RLAを称することができる。

2 RLA補登録簿に登録され登録証を交付された者は、RLA補を称することができる。

3 RLAフェロー登録簿に登録され登録証を交付された者は、RLAフェローを称することができる。

第10章 登録の更新及び変更等の届出

（登録の有効期間）

第29条 RLA又はRLA補の登録の有効期間は、新規登録を行った日から3年を経過した翌年度の6月末までとし、登録更新の際は、更新の日（7月1日）から3年を経過した6月末までとする。

2 RLAフェローは永年資格とし、登録の更新は行わない。

（登録の更新）

第30条 RLA又はRLA補で登録の更新を受けようとする者は、登録満了年度の4月1日から6月末までに、登録更新申請書を別表に定める登録更新手数料を添えて、運営事務局に提出しなければならない。ただし、RLAフェローがRLA資格を継続して登録更新する場合は、登録更新手数料を免除とする。

2 前項の登録更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の抄本または在留カードの写し

(2) 携帯登録証用写真（半身脱帽、縦3cm×横2.5cmの大きさで、申請日から6ヶ月以内に撮影したもの）1枚（RLAのみ）

(3) 登録の有効期間内に開催された継続教育プログラム等を指定単位（RLAにおいては1年間で50単位、2年間で100単位、3年間で150単位、RLA補においては1年間で20単位、2年間で40単位、3年間で60単位）以上受講した履修証明の写し

(4) 戸籍抄本（婚姻等の理由により 氏名が変わった場合のみ）

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者に限り、次項の規定に定める書類を添付し、登録の更新を申請することができる。

(1) 長期にわたり事故又は病気によって継続教育プログラムを修了できなかった者

(2) 長期の育児休業ならびに介護休業によって継続教育プログラムを修了できなかつた者

(3) 長期の海外勤務のため、継続教育プログラムを修了できなかつた者

4 前項の規定に基づく添付書類は、継続教育プログラムを修了できなかつた理由を証明できるものとし、次のとおりとする。

(1) 長期にわたり事故又は病気の場合は、医師の診断書

(2) 長期の育児休業ならびに介護休業の場合は、所属の長の証明書

(3) 長期の海外勤務等の場合は、海外在住を証明できるパスポートの写しまたは所属の長の海外在住を証明する書類

（RLA資格制度総合管理委員会が認定した継続教育プログラム）

第31条 前条にいう継続教育プログラムとは、以下をいう。

(1) 公益社団法人日本造園学会が運営する造園CPD制度による継続教育プログラム

(2) 建設系CPD協議会を構成する団体による継続教育プログラム。ただし、前項の継続教育プログラムによる造園系のプログラムが3分の1以上であること

(3) その他、総合管理委員会が認める継続教育プログラム

(登録更新の審査)

第32条 第30条による登録更新の申請があった場合、運営事務局長は第25条に定める基準に基づいて審査を行い、結果を会長に報告する。なお、第25条の基準に抵触するおそれがあると思われる者においては、総合管理委員会のもとで別途審査を行い、結果を会長に報告する。

- 2 会長は、第25条の基準を満たす者について、登録手数料の受領を確認の上、遅滞なくRLA等登録簿に登録する。
- 3 総合管理委員会委員長は、RLAには登録証及び携帯登録証、RLA補には登録証を新たに交付する。

(変更等の届出)

第33条 RLA等の登録者は、氏名、現住所、所属する会社又は学校等の名称ならびに所在地及び電話番号及びメール宛先に変更が生じた場合は、2週間以内に変更届出書を運営事務局に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による変更の届出があった場合は、第24条に定めるRLA等登録簿の該当する変更箇所を訂正する。
- 3 ただし、変更事項が登録証及び携帯登録証に記載した事項の変更に該当する場合は、登録証及び携帯登録証と別表に定める再交付手数料を添えて、変更届出書を運営事務局に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による変更の届け出があった場合は、総合管理委員会委員長は、登録証及び携帯登録証を新たに交付する。

第11章 登録の抹消、再登録等

(登録の抹消・喪失)

第34条 次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者の登録を登録簿にて抹消する。登録の抹消を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を返納しなければならない。

- (1) 第25条の登録基準を満たさないことが明らかになった場合
 - (2) 第26条、第30条又は第36条による登録申請書に虚偽の記載があることが判明した場合
 - (3) 正当な理由がなくして、登録更新関係の書類の提出を怠ったとき
 - (4) RLA補登録者がRLAに登録された場合（RLA補登録を抹消）
- 2 次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者の資格喪失処理を行う。
 - (1) 登録者が死亡した事実が明らかとなった場合

(登録抹消の審査)

第35条 運営事務局長は第34条第1項に該当する者が生じた場合は審査を行い、結果を会長に報告する。なお、第34条第1項に該当するおそれがあると思われる者においては、総合管理委員会のもとで審査を行い、結果を会長に報告する。

- 2 会長は、第34条第1項に該当する者について、登録を抹消する。

(再登録)

第36条 第34条第1項第1号、第2号、第3号により登録を抹消された者が、再度登録を受けようとする場合は、新たに登録を随時受け付ける。

- 2 再登録を受けようとする者は、再登録申請書を、第26条第2項及び第30条第2項3号に定める書類及び別表に定める再登録手数料を添えて、運営事務局に提出しなければならない。
- 3 再登録の審査、登録証の発行等の手続、方法等については、第9章の規定を準用する。

第 12 章 実施計画及び実施報告

(実施計画)

第 37 条 会長は毎年 4 月 1 日から始まる試験に関する事業年度の実施計画を作成し、総合管理委員会の承認を得る。

2 実施計画は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 広報に関する事項（広報の方法等）
- (2) 受験の申込受付に関する事項（受験申込の期間、受付場所、受付方法、受験料等）
- (3) 試験に関する事項（試験実施日、試験時間等）
- (4) 合格発表に関する事項（合格発表日、合格通知方法等）
- (5) 登録に関する事項（登録期間、登録方法等）
- (6) その他参考となるべき事項

(実施報告)

第 38 条 会長は毎事業年度終了後、当該年度の試験に関する実施報告書を作成し、定款第 14 条に基づく定時総会に報告する。

第 13 章 収支計画及び決算報告

(収支計画)

第 39 条 会長は毎事業年度収支計画を作成する。

(決 算)

第 40 条 会長は毎事業年度終了後、当該事業年度の決算書を作成し、定款第 14 条に基づく定時総会に報告する。

第 14 章 雜 則

(秘密保持義務)

第 41 条 試験業務に関わる協会の役員及び職員ならびに各委員会委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(閲 覧)

第 42 条 会長は、R L A 資格制度の実施に係る財務諸表等の閲覧又は謄本等の請求があった場合は、別表に定める謄本等交付手数料を徴収したうえで、閲覧又は謄本等の交付を行わなければならない。

(委 任)

第 43 条 本規程の改正は、会長が協会の理事会に諮って行う。

(付 則)

本規程は、平成 13 年 12 月 11 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 14 年 2 月 21 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 17 年 12 月 15 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 22 年 11 月 4 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

本規程の一部改正は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

本規程の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本規程の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本規程の一部改正は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

本規程の一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(別 表) 登録手数料等一覧表

内容	対象	発行物	手数料
登録手数料	R L A	登録証＋携帯登録証	¥25,000.-
	R L A補	登録証	¥5,000.-
	R L A フ ェ ロ 一	登録証	¥30,000.-
登録更新手数料	R L A	登録証＋携帯登録証	¥10,000.-
	R L A補	登録証	¥5,000.-
再登録手数料	R L A	登録証＋携帯登録証	¥25,000.-
	R L A補	登録証	¥5,000.-
再交付手数料	全て	登録証または携帯登録証	¥5,000.-
諸証明書発行手数料	全て	諸証明書	¥1,000.-
謄本等発行手数料	全て	財務諸表等の謄本	¥1,000.-

注1：払込に要する費用は、申請者の負担とする。

注2：手数料は全て、別途に消費税を加算する。